

群馬県消費生活センター

ぐんま くらしの ニュース

 2024
No.373

令和6年2月6日



今回は消費者トラブルなどのうち、特に高齢の方に気をつけてほしいものを説明します。内容を知っておくことでしもの時に落ち着いて対応できます。

点検商法

住宅の無料点検をきっかけに、「このままにしておくで大変なことになる」と工事契約などを迫る点検商法にご注意ください。

【こんなことが起きるかも】

- 「近所で工事をしている者だが、お宅の屋根がずれている。無料で点検する」と事業者がやってきた。点検をお願いしたら、このままでは危ないと強く言われて200万円の工事を契約してしまった。
- 「市役所の委託業者だ。給湯器を点検する」と知らない事業者が訪ねてきた。点検の後、今交換しないと大変なことになると急かされて40万円の契約をしてしまった。

- **突然点検に来た事業者に安易に対応してはいけません。**
- **その場で契約せず、家族や信頼できる事業者に相談しましょう。**



訪問購入

「不用品の買い取りのはずが貴金属を安価で買い取られてしまった。返してほしいが事業者と連絡がつかない」といった訪問購入のトラブルにご注意ください。

【こんなことが起きるかも】

- 「外国や被災地への支援物資として不用な洋服を買い取りたい」と電話があったので協力しようと思って了承した。しかし訪問を受けると貴金属はないかとしつこく聞かれ、20万円した指輪を1万円で強引に買い取られてしまった。

- **突然の訪問や、電話での勧誘に安易に対応してはいけません。**
- **事前の話とは別の物品の売却を求めることは法律で禁止されています。きっぱりと断りましょう。**

不審なSMS・メール

通信販売サイト・宅配業者・公的機関など実在する組織をかたった不審なSMS（ショートメッセージサービス）やメールにご注意ください。

【こんなことが起きるかも】

- 電力会社の名前で「料金が未払いなので3日以内に電気を停止します」とSMSが届いた。慌ててしまい、記載のURLからサイトにアクセスしてクレジットカードの情報を入力してしまった。
- 通信販売サイトの名前で「アカウントの情報を更新してください」とメールが届いたので、記載のURLからサイトにアクセスしてアカウントのIDやパスワード、クレジットカードの情報などを入力してしまった。

- 記載されているURLに安易にアクセスしてはいけません。アクセスしてしまっても個人情報を入力しないようにしましょう。クレジットカードやアカウントなどを不正に利用されるおそれがあります。

通信販売

「お試しのつもりで購入したら、定期購入の契約だった」といった通信販売のトラブルにご注意ください。

【こんなことが起きるかも】

- インターネット広告で「初回500円」とあった健康食品を1回だけのつもりで注文したら、翌月も同じものが届いた。明細に定期コース、2回目から1万円とあるが注文した覚えがない。

- 通信販売の注文をする前に「定期購入となっていないか」「解約・返品できるか」など購入・返品条件をよく確認しましょう。

契約や製品のことなど、不安なことがあったら、ひとりで悩まず、お気軽に消費生活センターへご相談ください。



メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメルマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jpあてに空メールを送信してください。

※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。

shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（昭和庁舎1階北側）

平 日 9:00～16:30（電話・来所相談に対応）※来所相談は予約制

土 曜 9:00～12:00/13:00～16:30（電話相談のみ）

編集・発行 群馬県生活こども部消費生活課 ☎027-226-2281 FAX027-223-8100